

一般社団法人日本解剖学会名誉会員・永年会員推薦規程

(目的)

第1条 本規程は定款第11条により本学会の名誉会員、及び永年会員選出について必要な事項を規定する。

(名誉会員)

第2条 理事長は理事会の推薦に基づき、社員総会の議を経て、以下の者に名誉会員の称号を贈ることができる。

- (1) 解剖学の進歩と発展に著しい功績があったと認められる者。
- (2) 永年会員の称号を贈られたのち5年以上の経歴を有し、理事長、総会・全国学術集會会頭、または、国際解剖学会会長を経験した者。

(海外名誉会員)

第3条 理事長は代議員の推薦に基づき、理事会、ならびに社員総会の議を経て、海外に在住する研究者で顕著な学術上の功績をもって解剖学の進歩に寄与するとともに本学会の発展に尽した以下の者に対し、名誉会員(海外名誉会員と呼称)の称号を贈ることができる。

- (1) 国際的機関の指導的立場から、本学会に対し特別な支援・協力・指導を行った者。
 - (2) 本学会全国学術集會において招待講演を行うなど、解剖学研究の進歩に大きく寄与した者。
 - (3) 本学会員の所属する特定研究機関に限ることなく幅広く会員の育成・指導にあたり、研究の推進と業績の発表に顕著な功績を示した者。
- 2 海外名誉会員候補者の推薦に当たっては、代議員が所定の書面を用いて、理事長に申し出なければならない。
- 3 海外名誉会員は、次の特典を受ける。
- (1) 会費納入を免除する。
 - (2) 総会及び学術評議員会に出席出来る。
 - (3) 全国学術集會において学術研究発表を行うことが出来る。
 - (4) 年次総会・全国学術集會の参加費を免除する。

(永年会員)

第4条 理事長は理事会の推薦に基づき、社員総会の議を経て、以下の者に永年会員の称号を贈ることができる。

- (1) 代議員として10年以上の経歴を有し、終身会費を納入した65歳以上の正会員。
- (2) 前項の規定に関わらず、本学会の発展のために永年の功労があったと認められる正会員。

(規程の改廃)

第5条 本規程の改廃は、理事会の議を経て、社員総会にて議決し、会員に報告する。

附 則

1. 本規程は平成25年3月29日より施行する。
2. 第4条(1)の代議員については、任意団体日本解剖学会における評議員、及び社団法人日本解剖学会における学術評議員を含むものとする。